

(養護教諭用A)改正箇所と改正根拠について

(参考資料1)

改正箇所(赤字斜体二重下線部が改正箇所)

改正根拠

山形県教員指標 養護教諭用A【養護教諭の実践に関する資質・能力】 ※○印は、その段階における重点項目

(※) 通知：(参考資料4)養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について(通知) 教諭用A:教職の実践に関する資質・能力指標

能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期
健康相談力及び保健指導力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもった上で、生徒指導及び教育相談の意義や原理・理論を理解している。	○				
	2 <u>児童生徒の心身の健康課題や、いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向け指導・支援を行うことができる。</u>		○			
	3 学校内(学校医等を含む)の関係者及び地域の関係機関等と連携を図った、健康相談及び保健指導を組織的に推進できる。				○	
	4 学校での事例検討会を積極的に開催するなど、心身の健康課題の解決に向けて指導的役割を果たすことができる。				○	
保健管理力	5 養護教諭の職務と役割を理解し、日常の <u>応急処置</u> 処置を実施することができる。	○				
	6 健康に関する個人情報の管理を適切に行うことができる。		○			
	7 健康観察や健康診断等を実施し、児童生徒の健康に関する課題把握とその解決に資する取組みを行うことができる。		○			
	8 必要に応じて地域の医療機関等と連携して、 <u>応急処置</u> 処置、健康相談、保健指導、 <u>疾病予防感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病の管理</u> を行うことができる。		○			
	9 学校薬剤師と連携し、教職員による学校環境衛生の日常的な点検への協力と助言ができる。		○			
	10 学校での事件・事故、災害等の予防的措置や健康に関する危機管理・組織的対応の指導的役割を果たすことができる。		○			
	11 管理職とともに、事故予防に学校全体が主体的に取り組む体制をつくることができる。				○	
	12 児童生徒の心身の健康管理を行うにあたり、学校内外においてコーディネーターの役割を果たすことができる。					○
保健教育力	13 学習指導要領を理解し、 <u>保健指導・保健学習保健教育</u> を行うことができる。	○				
	14 学級担任・保健体育科教諭等と連携し、保健教育の実施や資料提供などを行うことができる。		○			
	15 次世代に生命をつなぐことの大切さなど、生命尊重を基盤とした性といのちの教育を行うことができる。		○			
	16 <u>保健指導・保健学習保健教育</u> において、PDCAサイクルを展開できる。		○			
	17 保健に関する情報収集を行い、家庭や地域に情報発信し、学校保健活動への理解や協力を得ることができる。				○	
	18 各教科や特別活動等における保健に関する指導計画の策定に参画できる。					○
	19 管理職とともに、児童生徒の健康課題の解決に向けた体制づくりができる。					○
保健室経営力	20 保健室の機能及び保健室経営について理解することができる。	○				
	21 <u>設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした</u> 保健室の環境整備ができる。		○			
	22 保健室経営計画を策定し、教職員、保護者への周知とともに、実施、評価、改善を行い、効果的に保健室経営ができる。		○			
	23 学校保健活動のリーダー的存在となり、学校保健活動のセンター的機能を果たす保健室経営を行うことができる。				○	
	24 関係機関と連携して、学校全体の児童生徒理解の上に立った指導を行うことができる。					○
	25 地域の健康づくりの取組みと連携した保健室経営を行うことができる。					○
保健組織活動力	26 人とのつながりを大切にし、児童生徒や教職員と良好なコミュニケーションを図ることができる。	○				
	27 <u>28 学校保健計画の作成に参画することができる。</u>		○			
	28 <u>29 児童生徒保健委員会活動において、児童生徒が主体的に活動できるよう指導ができる。</u>		○			
	29 <u>30 健康に関する校内研修を計画的に実施するための共通理解を図り、組織的に学校保健活動ができる。</u>				○	
	30 <u>31 学校保健委員会等の組織活動の企画・運営に参画し、学校医、保護者及び関係者の参加・協力体制を構築できる。</u>				○	
	31 <u>32 教職員の保健部の組織が円滑に機能するよう、指導的役割を果たすことができる。</u>					○
ICT活用力・情報モラル	34 <u>38 学校におけるICT活用の意義と</u> 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○				
	32 <u>39 ICT機器の積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。</u>		○			
	33 <u>40 ICT機器の活用、情報モラル教育を同僚とともに推進し、学校のICT環境の整備活用を進めることができる。</u>				○	
	34 <u>41 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な対策を行うことができる。</u>					○
特別支援教育力	36 <u>32 インクルーシブ教育システムの考え方</u> や、 <u>特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等</u> を理解している。	○				
	36 <u>33 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業や指導を行うことができる。</u>		○			
	37 <u>34 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。</u>				○	
	38 <u>35 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解して作成し、活用することができる。</u>				○	
	39 <u>36 共生社会の実現に向け、深い専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。</u>					○
	40 <u>37 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。</u>					○

規定(※)		内容	備考
教諭用A	項目1	児童生徒に対する深い教育愛をもった上で、生徒指導及び教育相談の意義や原理・理論を理解している	
通知	別表第一(P6)	心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 健康相談及び保健指導に関すること	
通知	別表第一(P6)	緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病の管理	
通知	別表一(P6)	主として保健教育に関すること	項目13、項目16 以前は保健教育を、「保健教育」と「保健指導」に分けていたが、平成28年12月の中教審答申「幼稚園小学校中学校高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」を踏まえ、保健教育としてひとくくりで示すこととなった。
通知	別表一(P6)	主として保健教育に関すること	
通知	別表一(P6)	設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした保健室の環境整備	
通知	別表一(P6)	学校保健計画の作成への参画	
教諭用A	項目37	学校におけるICT活用の意義と情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	
教諭用A	項目40	ICT機器の活用、情報モラル教育を同僚とともに推進し、学校のICT環境の活用を進めることができる。	
教諭用A	項目31	インクルーシブ教育システムの考え方や、特別な支援を必要とする児童生徒の特性等を理解している。	